

国会公契第53号  
令和3年3月26日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

第3第1項中「令和2年国土交通省告示第496号」を「令和3年国土交通省告示第246号」に、「令和2年3月31日以前に」を「令和3年3月31日以前に」に改める。

第3の2第1項中「令和2年4月1日以降に」を「令和3年4月1日以降に」に改める。

第3の2第三号ハ本文中「(ル)」を「(ヲ)」に、「建設機械の保有状況の点数及び」を「建設機械の保有状況の点数、」に、「並びに」を「、」に改め、「確保の状況の点数」の次に「並びに知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数」を加え、算式中「(イ)～(ル)」を「(イ)～(ヲ)」に改める。

第3の2第三号ハ(ヲ)として「知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の点数は、新告示別表第十七の(1)から(11)の区分に応じ、別表17の点数の欄に掲げる点数とする。」を加える。

第4第1項本文中「別表17」を「別表18」に、「別表18」を、「別表19」に改める。

第4第1項第一号中「別表19」を「別表20」に、「別表20」を「別表21」に、「別表21」を「別表22」に改める。

別表21を別表22とし、別表17から別表20を一表ずつ繰り下げる。

別表16の次に次の表を加える。

別表17

区分	知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
(1)	10	10
(2)	9以上 10未満	9
(3)	8以上 9未満	8
(4)	7以上 8未満	7
(5)	6以上 7未満	6
(6)	5以上 6未満	5
(7)	4以上 5未満	4
(8)	3以上 4未満	3
(9)	2以上 3未満	2
(10)	1以上 2未満	1
(11)	1未満	0

附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、令和3年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。